

【茨木市】令和3年度一般会計補正予算（第8号）の概要

子育て世帯への臨時特別給付金 年内に10万円を一括支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、18歳までの子どもがいる世帯に対し子ども1人10万円の給付を年内（12月28日）に一括して行う。なお、必要となる追加経費（1人5万円）について12月17日の市議会本会議（後段）にて補正予算案を提案する。

■ 補正額

20億5,000万円

（補正後 1,108億6,293万6千円 - 補正前 1,088億1,293万6千円）

■ 主な内容

・ **子育て世帯臨時特別給付金の支給 20億5,000万円**

＜支給額＞

子ども1人当たり10万円

（補正予算（第6号）1人あたり5万円、補正予算（第8号）1人あたり5万円）

＜対象＞

- ① 令和3年10月支給分の児童手当受給者
- ② 児童手当受給者以外で、18歳までの児童（平成15年4月2日から令和3年9月30日までに生まれた子）を養育する者
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに出生した児童の父母等

＜支給＞

[児童手当受給者]

令和3年12月28日 給付金（10万円）支給

[児童手当受給者以外（口座情報等を確認できる高校生等）] ※申請不要

令和4年1月下旬～ 給付金（10万円）支給

[児童手当受給者以外（口座情報を確認できない高校生等）] ※申請要

令和4年2月下旬～ 給付金（10万円）支給

■ 財 源

・ 国庫支出金 20億5,000万円